

議案第40号

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月17日提出

みよし市長 小山 祐

説 明

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当の支給割合の引下げ等を行うため必要があるからである。

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月の期末手当の支給についての改正後のみよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「、「100分の160」とあるのは、「100分の160」とし、みよし市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年みよし市条例第 号）附則第2条第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「165分の10」とする。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>